

埼玉サイバーセキュリティ推進会議設置要綱

(名称)

第1条 この会は、埼玉サイバーセキュリティ推進会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、埼玉県内に所在する関係機関、団体等が緊密に連携して、サイバー空間の実態把握、情報共有及びインターネット利用者の規範、防犯意識の醸成に努めるとともに、サイバー空間の安全と秩序の確立を図り、もって県民の安全と安心を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サイバー空間の脅威への対処方策の検討及び対処能力の向上に関する活動
- (2) サイバー空間の脅威の実態把握及び情報共有に関する活動
- (3) 情報セキュリティに関する人材の育成に関する活動
- (4) サイバー空間の安全確保のための教育及び啓発活動
- (5) その他目的の達成のために必要な活動

(構成)

第4条 会議の構成機関・団体は、第2条に定める目的に賛同する埼玉県内に所在する関係機関・団体等で構成する。

2 前項に定める関係機関・団体等は、会議の承認を得て構成機関・団体となることができる。

(役員)

第5条 会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長及び副会長は、構成機関・団体相互の互選によりそれぞれ選出する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(顧問)

第6条 会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、構成機関・団体の推挙により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、必要により会議の諮問に応ずるほか、会議の運営について助言することができる。

(総会)

第7条 会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成機関・団体以外からの出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、埼玉県警察本部生活安全部サイバー局サイバー対策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。